

これまでの主な御意見等（組織制度 WG）

1. 基本的な考え方・方向性

- 科学技術が国力の源泉となり、アカデミーに対する国民の期待が高まっているが、この期待にアカデミーが応えてきたかという疑問符が付く。今回の議論は、アカデミーがより社会に貢献できるようになるチャンス。
- 今後、学術会議が組織として本当に国民に求められる活動をするために、いわば新生学術会議として新たにスタートを切ることが重要。
- 学術会議が新しく生まれ変わろうとしているときに、今の学術会議にはこれではないというのは違う。他の法人や経団連、産業界の知恵も参考になる。今までのことを刷新して取組を進めていくべき。
- 「新しい酒は新しい革袋に盛れ」という。いつまでも古い形式にこだわるのではなく、例えば NIMS、OIST など参考になる点が多々ある。産業界を巻き込んで一緒に法人化について検討していけば良い。
- 4 月 23 日の学術会議の声明で掲げている財政措置の担保、自律性・独立性の担保、会員選考への懸念は、望ましい形の法人化を図ることによって払拭されると思う。
- 変革を望まないで抵抗している訳ではないと解釈しているので、新しい法人化を求めて一歩前進すれば良い。
- 学術会議は、まず信頼関係の再構築が重要であると考えている。
- 新生学術会議というと、サイエンス・カウンスル・オブ・ジャパンは 1 回終わりになって別なものができたという認識になり海外からの見られ方に疑念が生まれかねないので、継続性という観点も含めて議論してほしい。
- 今日の資料を見ても法人化を前提にした作りになっていないと感じた。政府の側と意識の乖離があると心配している。
- 法人化するか否かに関わらず、現在よりもより良い役割発揮ができるのであれば、学術会議としては積極的に支持する。政府は唯一無二の法人をつくると述べているが、特に国が関与することによって透明性や国民の信頼が確保されるという考えは、行政組織等に関する既存の発想にとらわれている。イノベティブなものを目指すのであれば、もっとイノベティブな発想で考える必要があるし、なぜ現在特別な機関として行政機関にあっても独立性が保証されているのかという原点に立ち返るべき。
- どういう風にしたいのかをそろそろ提案してほしい。反対のための反対になっていってしまうのではないかと。ガバナンス構造についても詳細な設計図面を出してほしい。
- 対案いうが、現行法の方がまだしもベターであり改革になっていないという立場。独立性を担保するために国から出たとしても、大臣任命の評価委員会などが入ってく

ると独立性は損なわれる。

- 監事と外部評価委員の主務大臣任命を含む政府の法人化案であれば、現在の日学法よりもどの点で機能強化につながるのかということが全く見えない。むしろ独立性が従来よりも下がる。また、法人化することで、いかなる意味で財政保障がなされるのかという点でも、比較優位な案とはなっていない。
- 科学が今直面している問題が、現在の法人化案、すなわち組織形式の変更により、実際にどういうふうに改善されるのかが見えない。
- 政府と学術の関係は微妙であり、現在の日学は政府の機関にありながらも極めて高い独立性を保障され、バランスが保たれている。これを変えるのであれば、政府だけでなく、国民も含め、学術の在り方をもっと広くオープンに議論していく必要がある。
- 事務局機能の強化、高度な専門性を備えた人材の確保などは、現行法のままで行っていくことができるのか疑問。
- より良い役割発揮のための取組は現行のままでもできると考えている。
- 学術会議には常に自らの使命を更新していく大きな責任がある。本当に役割を発揮できる体制になるのであれば、法人化を否定するものではない。今のところ明確に賛成／反対という態度は示していないので、引き続き建設的かつ主体的に議論に参加したい。
- 経験上、独立性や自立性が保たれるには組織自体に自浄能力がないといけない。学術会議が自浄能力を持ちながら大きく発展していき、国益に繋がるような制度組織の枠組みを考えていきたい。

- 今回は海外のアカデミーと比較しながら日本のアカデミーのあり方を考え直す貴重な機会であり、このチャンスをうまく活かせればと思う。
- 今後、外国人会員が入って一緒に活動する上で、国際的な共通基盤に立った制度の中でアカデミーとしての活動をすることが、世界最高のアカデミーにつながると思う。
- 諸外国のアカデミーで一律ではないことは理解するものの、個別にどうされているか調査して参考にすべき。
- 学術会議には勧告権が法律で保障されており、海外と一概には比較できないと思う。
- 海外のナショナル・アカデミーもそれぞれの国により様々な形で公的資格が付与されている。また、勧告に法的拘束力があるわけではなく、勧告をどのように受け止めるかは、それぞれ受け止めた人、政策決定者であったり社会であったりの選択であるということもナショナル・アカデミーの共通理解である。
- 海外の歴史のあるナショナルアカデミーについて、最低限共通しているのはお金を出しても口を出さないということ。お金を出すから口を出す組織を作るのであれば、それはナショナル・アカデミーなのか。
- 人類の福祉や世界全体がどうあるべきかについて、海外アカデミーと意見を交わすためには、ナショナル・アカデミーとしての実質が伴っていなければならない。より良くなることがより国際的なプレゼンスを示すことにもつながると思うので、それが可能となるような観点から議論をお願いしたい。

- 日本学術会議法は科学者が主役の法律、科学者のための法律だという印象が残る。現在は 70 年前とは違った役割が求められているので、新しいミッションを取り入れた法制度を作ってほしいし、そうすれば国民の印象も変わってくると思う。
- 70 年前の状況とは異なって、今では様々な提言や助言がありあふれている。学会や審議会ではできないことをやるのが生まれ変わる学術会議が行うべきこと。学会でもやれることはやらない、審議会でも言えることは言わなくてもいいということ、オンリーワンの機能を発揮していく組織だからこそ国がお金を出すのだということが伝わる目的規定になるとよい。
- 学術会議は、ミッションとして「国民の福祉」という言葉が不適切だと言うが、それなら人類の幸福に繋がる世界共通の課題にサイエンスがどう取り組んでいけるのかを議論して提言するということをミッションとして明確にすればよい。
- 学術会議はミッションが定めにくいという話もあるが、学術会議としてはこれやる、世の中にこういったことを発出するというミッションを明確に定めることは可能。
- 学術会議のミッションをはっきり打ち出し、国民にも非常に分かりやすい言葉で、会員も連携会員も含めて皆が分かるようにミッションを明確にした上で、この議論に入っていくことは大事なこと。
- 色々な人にとって分かりやすく、昨今の環境にマッチした言葉を選びながら、学術会議のミッションを作り上げていってほしい。ミッションについて早めに議論しないと、その先が揺らぐので、一つ一つ進めていかなければならない。
- 学術会議もミッション自体は勿論定められるが、他の法人が具体的な業務内容が複数決まっているのに比べるとかなり異なっている。行うべき活動自体は明確に決まっていて、最終的な目標も抽象的にいうと単一なのだが、業務内容等の点で差があることには注意が必要。
- *science for science* が一丁目一番地であり、科学的根拠のない *science for society* はあり得ないので、そういう意味で *science for science* が最初にくると考えている。
- *Science for Society* の「*society*」は、国益に限ったものではなく、人類社会と考えるべき。政府案の「国民の福祉及び我が国の発展に貢献し」には違和感がある。世界のトップアカデミーで、国益、国民の福祉が目的だと書いているところはないと思う。日本の科学は日本の国益のためということだとすると、外国の立派な科学者は来ないし、日学の活動に協力するというものおかしな姿になる。日学法の目的規定に、国民の福祉とか我が国の発展への貢献、つまり「国益」を掲げるのは、真理の探究と人類の福祉の貢献を目的とする「科学」の性格に鑑みると、科学者や科学者から構成される日学としては、恥ずかしいことといわざるをえない。
- 科学者の使命とは、ひたすら真理に従うことであり、それによって人類全体及びその一部である国民に科学者として奉仕できる。まずは人類全体が来ることを改めて強調したい。
- 法律で作られているアカデミーは日本しかないので、他の国にはない要素として、

国民の福祉などの要素を入れている。イギリスのアカデミーのように一種の公益法人の形が自由で良いと言うのであれば、イギリスのように法律で特別の地位や権限などをオーソライズしなくても良いということになる。(事務局)

- 国の法人と民間の法人というのは、明確に割り切れるものではなく、様々な形態がある。
- 科学者の総意と国民の総意を二項対立的に捉え、前者を削るのは適切ではない。科学者自らが何が科学者の使命であるかということを認識し、そういう使命を自ら自律的に営む日学に対して、国民の総意で科学者の代表機関としての役割を負託するという、国民と科学者の双方の約束事なのではないか。前文は今の形で残す、あるいはさらに国民が代表機関としての役割を日学に負託するというようなことを前文に追加して書けば、第1条は現状のままでよい。
- 他の国のアカデミーとは異なり、学術会議は法律で権限などが付与されるので、科学者の総意に加えて国民の総意は当然必要。(事務局)
- 学術会議は、経緯や趣旨を踏まえて学術会議に対する一定の財政支援は必要だという意味で、国民の総意の下に設立されるものだとして理解している。私的に作る組織ではない。
- 学術会議が非常にインパクトのある提言をしてくるのなら、存在意義があって公共財のようなものだから、予算を増やしても良い。
- 科学者の総意というが、「総意」をどう取るのか。学問の自由、独立性、自律性には誰も異論は挟まないが、同時に科学者の自由、独立性、自主性も考えるべきであり、科学者の多様な価値観を受け入れ、会員でもない個々の科学者に学術会議の価値観を押し付けるべきではない。
- 学術会議は、日本を代表するトップ研究者が集まって、分野を超えてサイエンスについて議論したり日本のあるべき姿について大所高所から議論できる貴重な場。
- 学術会議は学会や学会の連合会ではできないことを行うべき。大艦巨砲主義で一つ大きなインパクトのある提言をしてレピュテーションを獲得していくことの方がより良いのではないか。
- 審議会は省庁の所掌を超えることができないが、学術会議は省庁を超越することができる。政府に耳が痛いことを言えることを含め、そのオンリーワンのポテンシャルはうまく生かせるのではないか。
- 色々な分野のアカデミアのトップが集まっているため、一つのテーマについて多方面からの考察にすぐに取り掛かれることが学術会議のメリットなので、この点を活かして提言活動を進めていただきたい。
- 学会や審議会ではできないアカデミーにふさわしい活動を是非進めてほしい。学術会議には様々な学問分野から会員が選ばれているので、社会的に問題となっているテーマについても、すぐに適切な人材を集めて取り組むことができるという良さがある。
- 現在の課題には一国だけで解決できないものも多く、日学はアドバイザリーボードのように国際社会の中で一緒に考えていこうという構想を進めている。

- 学術会議は我が国の科学者に関して内外に代表すると言っているが、それを国民に納得してもらうには、会員選考の過程が非常に重要になる。
- 現在の組織規模をある程度前提にして組織設計をせざるを得ないのではないか。
- 学術会議は他の独法とはミッションが本質的に異なることから、重すぎない組織・制度にするのが良い。
- 学術会議の法人化について効果的に議論していくために、目指す予算規模、常勤・非常勤職員の数、常勤・非常勤役員数を具体的に想定しつつ、法人のミッションを定めた上で議論していくことが良い。

(独立行政法人、NIMS)

- 独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務等で、国自らが直接実施する必要のないもののうち、民間に委ねた場合には実施されないおそれがあるもの等を効果的かつ効率的に行うために設立される法人である。(総務省)
- 目標管理の仕組みである独立行政法人評価制度について、毎年度の評価は必要な進捗管理を行う観点から行っており、最終年度の見込み評価は、その結果を事務・事業の継続や組織存続の必要性など全般の検討や次の目標策定に活用するために行っており、両者は主務大臣の目標管理の下では必要不可欠なもの。(総務省)
- 独法の類型は標準化されているものの、実は多様性を包含するような制度。学術会議の法人化を議論するに当たって、あくまで一つの参照制度として独法制度があり、それを手がかりにこれまで学術会議が担ってきた機能やそもそものミッションと照らし合わせながら制度を設計していくということが望ましい。
- NIMS では独法化されてから、予算(運営費交付金)の使途や人事に関する制約がなくなり、元来研究機関としてあるべき姿になっていったと感じており、特段ネガティブなものはない。
- NIMS において、評価は主務大臣が行うが、だからといって研究の内容に干渉されることにはならない。また、アドバイザリー会議は、我々が正しいと思ってやっていることが、世の中から見ても間違っていないか有識者にアドバイスしてもらうもの。評価の対応は、おもに専任の事務職や URA が行うことになる。
- 学術会議の今の枠組みの中では制約が多すぎて何もできないことは分かった。何かできるような法人にする必要があり、その意味で、NIMS は成功している例として、ぜひ参考にしたいと思う。
- 独法は、本来は国がやるべき行政サービスを代行しているという性格が強いのだと思う。研究開発法人にしても中長期目標の設定等に主務大臣が強く関わってくるので、この仕組みを学術会議に取り入れるのはあり得ないだろうと感じた。
- 独法と学術会議では、常勤研究者がいないなど組織体制が根本的に違う。海外アカデミーとの比較をきちんとし、恥ずかしくないような日本のアカデミーにしていければと思う。
- 比較した他の法人組織は研究者であっても常勤職で構成されており、仕組みが学術

会議とは根本的に違う。学術会議は、他の組織に所属して研究している人の集まりなので、組織体としての目標を掲げるにしても、明確に業務内容が決まっている他の法人とは前提が異なる。他の法人の参考にできるところは参考にするが、学術会議はかなり特殊であるということを前提とせざるを得ないのではないか。

- 独法は国の政策の実施部門であるため、国がきちんとコミットメントする仕組みになっており、学術会議とは性質が異なる。
- ロシアや中国のようなタイプのアカデミーであれば、大学や研究開発法人などを参考にできるが、学術会議やロイヤルソサイエティのようなタイプのアカデミーの場合には参考にはならない、きわめてユニークな組織であることを考慮すべき。
- 学術会議のありうる組織形態を論じるときに、特殊法人という言い方をすることがある。特殊法人自体については法律の定義がないが、この場合には、直接特別の法律に基づいて設立される法人という意味で使うものと理解している。
- 学術会議は国の業務の執行機関ではなく、独法とは性格が異なるので、監事や評価委員会を大臣にぶら下げる理由にはならず、また、そのような仕組みは独立性を今よりも高めるという改革の趣旨とも合致しないと考えている。

（国立大学法人、学校法人）

- 国立大学法人については、国が一定の責任を持つべき高等教育や学術研究について、国が必要な財政措置を行いながら、法人化した各大学に実際の運営を任せることで、大学の活性化を図ることを目的に法人化したものであるため、独立行政法人制度を活用しつつ、大学の独自性等を踏まえた形にしている。一方、学校法人制度については、原則として私的な財源によりされるものであり、法人運営について自主性を尊重する制度設計にしている。（文科省）
- 中期目標期間における国立大学法人評価委員会の評価結果については、公表することで国民に対する説明責任を果たすとともに、次期の運営費交付金の算定等に反映させている。（文科省）
- 国立大学法人の評価について、毎年度の実施としていない点は、日本学術会議の法人化後の負担を考える上で、参考になるのではないか。
- 現在（第四期中期目標期間）の国立大学法人の運営費交付金は、大学の教育研究を実施するための基盤的経費や大学のミッション実現に向けた戦略的経費を支援する基幹運営費交付金と退職手当等の特殊要因運営費交付金から構成されている。学校法人への私立大学等経常費補助金では、教職員や学生数に基づき算定するとともに、我が国の課題を踏まえ、自らの特色を活かし改革に取り組む大学等を重点的に支援する仕組みとしている。（文科省）
- 国立大学法人において、役員会は学長の経営判断を支える機関、経営協議会及び教育研究評議会は諮問機関、学長選考・監察会議は学長に対する牽制機能を有する機関としての性質を持つ。学校法人においては、評議員会は基本的に諮問委員会という位置づけだが、今般の法改正によりチェック機能が追加され、ガバナンス機能が強化された。（文科省）

(沖縄科学技術大学院大学学園)

- 沖縄科学技術大学院大学学園は、世界の科学技術の発展という観点から、私立大学の様に国の関与を減らし大学の自主性・独立性を尊重しつつ、一方で、多額の国費が入っていることから、透明性・効率性・説明責任の確保に配慮している。(沖縄振興局)
- 理事の構成について、法的には、外部理事が過半数とされているものの、実際の理事会の運営に当たっては、理事ではない大学の教授や事務方の幹部等も出席し、議論に参加しているので、理事会の議論が大学運営の実態とかけ離れることはない。(沖縄振興局)
- 外部資金の調達に関し、企業との共同研究の実施に当たっては、企業とのマッチング・事前調整を丁寧に行っている。また、研究者自身も、研究結果が共同研究を行っている相手方企業の都合に合わせた都合の良いものに偏ることがないように、科学者としての良心に基づいて研究に従事していると承知している。(沖縄振興局)

2. 学術会議の職務（業務）

(科学的助言の社会的インパクト)

- 学術会議は、政府の審議会や個々の学会では出来ないような、あるべき理想や社会像を示す等、大きな社会課題に対するインパクトのある大所・高所からの提言ができれば評価も上がる。
- 学術会議の基本的な使命として、社会的な課題解決のために提言を行うことは非常に重要。1987年に学術会議は「脳死は人の死か」という提言を出したが、それ以来このような強烈的なインパクトのある提言がなされていない。最近でも、コロナや処理水に関する提言などがなされているのであれば、マスコミが取り上げているはず。現在進歩の著しい生成AIなどに関する発信により、存在感のある組織になってほしい。
- 提言の数が多すぎるということも、社会からなかなか見えにくくなっていることの要因ではないか。
- 学術会議としては、たくさんの提言を出すというより、インパクトのある提言を出すこと、この提言によってこのように変わっていったということを目指してやっていきたい。
- 科学的助言については、もう少し粘り強くフォローアップして実現に関わるのが良い。それにより社会的インパクトを与えることで学術会議のレピュテーションも上がって評価も高まり、財政的な支援にもつながるのではないか。

(科学的助言の活用)

- 学術会議の機能として諮問によることなく、政府に助言を行うこととしているが、その助言はどのように利用されているのか。

- 提言が政府の政策等に何らかの影響を与える打率はどれくらいか。
- 打率について、データを調べて回答できることはないか検討する。
- 打率という考え方そのものが理解できない。政策は様々な要因で決定されるので、1つの要因で割り切れるものではない。
- これまでアカデミシヤンの組織とアドミニストレーションの組織という2つの観点から議論されてきたが、3つ目の観点として、ロビイストとしての役割があるのではないか。助言機能を強化していくことが最大の課題だとしたら、もっと粘り強くロビー活動をする必要がある。
- せっかく提言を出しているのに評価されていない。ロビー活動は大事なので、活動方針に追加するのが良い。
- 提言は専門的な言葉が並んでおり国民にとっては分かりづらいので、発信の仕方を工夫していくのが良いと思う。そうすれば、評価も向上し、新生学術会議としてもアピールポイントになり、予算も増額できるのではないか。
- 提言だけをミッションにしている類似の法人として、例えば経団連があるが、極めて高い発言力を持っている。学術会議がアカデミアの観点からそういった発言力を持つとうとするのであれば、参考になるのではないか。
- 普通の法人の「業務」と学術会議の活動は少し違うイメージがある。たとえば「活動」というような言い方も考えられる。最終的には法律用語の整理によると思うが。
- 職務という文言には、使命に基づいて活動するという業務にはない要素が含まれているので、現在の職務を業務に換える必要性はない。

(国際交流)

- 政府や企業が前面に出ると個別の利益が前面に出がちだが、ニュートラルな立場で国際交流できるところが学術会議の強み。若手研究者の国際交流促進などは新生学術会議の目玉になると思う。
- 今回の改革により、日学は形式的にはナショナル・アカデミーとされているけれども、独立性が損なわれたアカデミーなのだという印象を万が一にも国際的に与えてしまったら、そのレピュテーションを取り戻すのは本当に大変であるということに留意すべき。

3. 学術会議の組織体制

- 何よりもアカデミーが特別の存在であって、誇り高い存在であり続けるというのが第一に重要な点。一方で、独立性・政治的な中立性というのを、制度面でどのように担保するのかを念頭においた検討が必要。
- 外からの政治的圧力を受けないことは大切だが、内部において、各会員の思想・信条の自由などを保障しつつ活動やアウトプットの政治的中立性を確保することも重

要。海外アカデミーではどのようにそのようなガバナンスを保っているのか。

- 政治的中立性は極めて難しい概念で、学術におけるクオリティーコントロールは研究であればピアレビューを基本にする。アカデミーも基本的にはそのスタイルになる。ただし、極めてセンシティブな問題なので、一律にこうであるという回答のできるものではなく、各国がそれぞれの国の事情に応じてつくり上げていくものと理解するのが妥当である。
- 学術会議が色々と新しいテーマを取り上げて、社会のための科学の強化を進めているのは良い方向だが、社会が求めている研究を的確に把握し、すぐに人員を配置して活動を進めていこうとした時に、今の組織体制で十分か。
- 変革が求められるときに、外部有識者の意見は非常に重要。いかなるビジョンの下で、どのような業務計画で運営していくかが問われている。外部有識者が過半を占める運営助言委員会を設置して、運営を支援してはどうか。中期業務計画の作成、外部資金の獲得等に当たり、財界人を加えてはどうか。その際、事務局に URA 経験者やポスドクを採用するなど、その機能を強化すること、あるいは経営戦略会議の設置を検討してはどうか。
- 事務局機能の強化として、50 名では足りない、また、提言の発出のために専門性を備えた職員が必要ということは主張してきている。職員の増強が不可欠と考えている。
- 国の法人である限りは、やはり常勤の理事長がいて、そのリーダーシップが期待される。だが、想定する学術会議の理事長を会長がやるのかどうか。常勤でなければそういったリーダーシップを発揮できないし、かなり特殊な法人になる。50 名の職員をさらに増員するということであれば、責任を持つ者は必要ではないか。
- 学術会議は会員の総意で何でも決まるイメージ。会長や幹事会は、会員とは一段違う権限と責任を持っているので、しっかりリーダーシップを取ってもらう必要がある。
- 学術会議が競争的環境の中でオンリーワンの機能を果たしていくためには、会長や執行部が機動的に動けることが大事。既存の総会との関係を考えると、機動的に動けない状況にあると思うので、その点も議論していくべき。
- 学術会議が言っている「リーダーシップ」は、今こういう課題が社会で必要なので、これを横断的に議論しようといった形で、学術面でリーダーシップを取ることを言っている。組織のマネジメントとは別のものと認識いただきたい。
- 迅速に社会課題に対応する仕組みとしてリーダーシップ型の提言活動も取り入れるということをはっきりさせれば良い。
- 独法化で変わったのは理事長のリーダーシップ。NIMS では、ミッション達成に向けて柔軟、迅速、自主的・自律的なマネジメントが可能になっている。監事と理事長はほぼ対等の関係で、緊張関係をもって経営を行っている。
- 他の法人では、常勤の理事長がいるので、理事長のリーダーシップが期待されているが、想定される学術会議の理事長は会長が担うかどうかも含めて、具体的な議論が必要と思っている。

- NIMS では、経営企画は URA を活用している。豊富な経験を持った URA が立案し、経営陣で練って各研究センターが執行するという体制。

4. 財政基盤

(総論)

- 今までと同じことをやるだけだと、予算の増額についての理解は得にくい。守るべきものは守った上で、新しい活動を前面に打ち出していくことが大事。国際活動や若手支援、アウトリーチ活動は重要。新しい取組を考えて、アピールポイントを打ち出せば社会の目も変わってくるし、予算も増えて活動しやすい状況になると思う。
- 学術会議の助言機能は、経済学で言うところの公共財みたいなもので、国の方から一定のお金が出てこない限り誰も担わないということになるだろう。他方、法人化していくにあたり、組織を維持するためにはいろんな仕事を受けていくことも必要なので、外部資金獲得の可能性を一概に排除すべきではない。
- 資料で頻繁に出てくるキーワードが独立性・自立性である一方、財政的には全面的に国に依存しているというところに若干矛盾を感じている。
- 今の状況では、新機軸も無ければ急に予算が増えるということは期待できないように思う。安定した財源基盤は当然必要だが、国とは別の法人になって、依頼された緊急課題に取り組むような場合には諸外国でも別途の歳入を得ている例がある。
- 予算というのは一般的に減らされていくので、発射台を大きくすることも考えるべきだが、そのためにはどのように社会貢献していくかの説明が必要。また、それに加えて、そこを補完していく上で、自律的にこういった機能を持たせていくかが重要。
- 海外のアカデミーへの確認事項について、活動状況により次年度の補助金や予算が変わってくるのか、具体的な点も聞いてほしい。
- 日学法では、日学の経費について国庫負担の原則を掲げられているが、実際にはこの 20 年間で、固定費を除く日学の活動予算は約 6 割削減されており、それを自主活動がカバーしている部分はあるが、それにも限界はある。政府は、この点について説明責任を果たすべき。助言機能に特化しているナショナル・アカデミーという点と、寄附金文化等がないという日本の社会的背景に照らせば、国庫負担の原則は今後も維持した上で財源の多様化をどのように進めるかを考えるのが重要である。
- 活動の幅を広げる、例えば立法府への提言やメディアの活用などのためには、法人化していくのが良いということは昨年の懇談会でも議論したところ。財政基盤を確保した上で、活動をより活発にしていきたいという思いがある。今のよう予算や人員が減っていく中で、アクションプランができるのか心配している。

(審議依頼)

- 助言機能だけだとしたら、その中で十分にやっていくためには、自分たちで考えて発信するだけでなく、審議依頼を受けて検討することもあって良い。他のアカデミア

がやっていないからやる必要が無いということではなく、世の中が学術会議に是非検討してほしいと思うものがあれば、これだけのコストがかかるからやりましょうということでも全く矛盾はしない。

- 審議依頼については無償でやるのではなく対価を取ってはどうか。
- 公的なものの受託から始めて少しずつ民間も巻き込んでいけば、例えば寄附金なら良い等、どういう資金なら受け取れるかも分かってくるし、時代と共に学んでいけるのではないか。

(大学・産業界等との連携、民間資金の獲得)

- 民間資金を受け入れると民間にモノが言えなくなる、自立性が失われるという指摘を聞くことがある。しかし、寄附金や民間の資金をいただいて共同研究を色々やっているが、それで大学の自律性が失われているということはない。
- 企業は分野横断的な自分たちで手に負えないものは大学と共同研究をするし、そこにお金は惜しまない。産学連携は今ではもう当たり前のこと。将来の社会や技術を見据えたことをすれば、企業が喜んでお金を出すので財源はついてくる。産業界の動向を探ることによって、新しい提言もできるのではないか。
- 学術会議が研究開発そのものをできるようにした方がいいと思うが、研究開発そのものを行わないならば、研究開発の動向や研究開発すべきことについての提言、研究開発を共同で行う大学の推薦などができるのではないか。
- 学術会議は、研究開発は行わない助言機関であり、共同研究開発ということが想定されていない中でどのような資金確保の方法が考えられるのか。
- 最近増えているのが一企業で解決できないような大きな課題へのアドバイスが欲しいといういわゆるディスカッション型の共同研究。学術会議は我が国を代表する素晴らしいメンバーがそろっているのだから、企業や業界と議論することはできるのではないか。

(寄附金)

- 寄附金については、研究資金の多様化ということで有力な大学では盛んに取り組まれている。共感を得た場合に寄附をいただけると思うので、十分に余地があるように思う。
- 寄附は紐づけないことが根底にルールとしてある。学術会議にお願いするようなテーマは、資金の出し手への忖度ではなく高所からの意見が欲しいという依頼になると思う。成功事例を作っていくと、オファーが殺到してくるのではないか。
- 寄附金を獲得する上で、日本では寄附文化がなかなか育っていないというのが難しいところだと思う。
- NIMS は、国研時代の運営費交付金は 163 億円だったが、現在では競争的資金や民間企業からの資金を併せて総収入は 300 億円を超えている。寄付金も 2022 年は 4000 万円だったが、本年度から積極的に取り組んでいく。

5. ガバナンス

- アカデミアのガバナンスの本質的な共通点として、1点目は、研究の内容や活動の内容には政府は干渉せずに、各組織の目標や計画を自主的に決め、その自律性が十分に尊重されることが重要であることが挙げられる。2点目は、税金・国費を使っている以上、透明性が必ず問われるので、例えば、政府任命の監事など、国による何らかのチェックは欠かせないということが挙げられる。そういうチェックを経れば、きちんとやっている証明になるから学術会議にとってもよい。この2点を明確化して議論すれば、学術会議の懸念は払拭されるのではないか。
- 学問の自由はアカデミアにとっては一番重要であり、学術的活動については独立性・自律性が尊重されるべき。
- 活動の内容について独立性・自律性が尊重されるべきことは当然であるが、運営と活動の独立性というものは、完全に切り離して考えることはできない、相互に関連しており、だからこそ、規則制定権等も必要になる。
- 独立性・中立性を今以上に高めてほしいという趣旨は理解しており、その観点から、いろいろ制度構築を考えているところである。
- 国が研究内容には関わらない、国費が入っているので透明性やガバナンスが大事というのは誰も異論はない。
- 日学は、現在、民主的な構造、外部評価、積極的な情報公開により、十分な透明性を確保している。外部からの声は大切であり、様々なところとコミュニケーションを図っていくことは重要だと考えている。ガバナンスについては、学術会議はいわゆる行政組織ではないので、政府の関与を強化するよりも、現行のやり方でガバナンスを強化することが大事だと思っている。
- 政府とのコミュニケーションに加え、市民科学、あるいはNPO、NGO、産業界等、様々なステークホルダーと幅広いコミュニケーションをする方が、政府が選んだ評価委員という特定の人とコミュニケーションするよりも、よほど開かれていて、健全である。
- 学術会議が動きやすく、なおかつ外部の目がきっちり入って国民が納得できる制度を作るのが大事だと思う。
- 運営助言委員会、監事、評価委員会について、外部の考えや法人の置かれた環境に応じた色々な考えを入れていくことに異論を持っている人はいないと思う。
- 外部の目を入れることについて疑問があるというよりも、それを誰が任命するのかということについて疑義がある。政府が任命した特定の人の評価ではなく、もっと幅広い形で様々な方々、産業界だけではなく、市民社会とどうコミュニケーションしていくかを考えるべき。
- Science for societyを重視すると言うのなら、政府などとのコミュニケーションが大事だと言うことは懇談会でも指摘されてきた。学術会議の最大のステークホルダーは行政や政策の立案者だが、政府と一定の距離を置くという意識があまりにも強い

ため、全くコミュニケーションが取れない状態になっていることは残念。

- 学術会議が政府とその他の様々なステークホルダーを区別しているのは、国家と社会の区別を踏まえたものであり、政府とコミュニケーションをしないという意味ではない。
- 政策を立案する人たちが何に悩んでいて、それに対して科学的根拠に基づいてどういう助言をすることが必要なかを踏まえて助言するという、国民が学術会議に期待しているミッションを認識していない。昨年の懇談会での議論が受け止められてもらえていないことが分かった。
- ガバナンス、自浄作用をどのように学術会議にマッチした形にしていくかを考えるに当たっては、外部の目が入るか入らないかではなく、外部の目がどう入るかが重要（監事が情報にフリーアクセスか、評価委員に偏りがなかなど）。
- お金を出すから口も出すということではなく、ガバナンスの在り方として必要なことを議論いただいている。活動の中身は当然自由であり、法人化して何が良くなって、逆に言うとデメリットが最小限やゼロになるように議論いただきたい。（事務局）
- 過去にどのような問題があって、どのような理由でどのような改善がなされてきたのかを知りたい。
- どのような組織にも課題があり、学術会議が課題をどう拾い上げ、それをどのように評価、分析、改革し、フォローアップしてきたかを知ることにより、組織の在り様や体質も見えてくる。学術会議の自己改革について知ることは、組織制度について議論する上での前提になると思うが、その点の説明は不十分と感じた。
- 外部評価委員会による評価、指摘事項への考え方及び対応状況が公表されることになり、また、外部評価に関する規程が設けられることとなったが、こうした変化は何らかのきっかけがあったためと考えられるので、その理由を教えてください。

（運営助言委員会）

- 変革が求められるときに、外部有識者の意見は非常に重要。いかなるビジョンの下で、どのような業務計画で運営していくかが問われている。外部有識者が過半を占める運営助言委員会を設置して、運営を支援してはどうか。中期業務計画の作成、外部資金の獲得等に当たり、財界人を加えてはどうか。【前掲】
- 経営機能を強化するための方法は様々あると考えており、運営助言委員会は一つの選択肢だが、国際アドバイザリーボードなど他にもある。運営助言委員会を必置と法定することに懸念。
- 運営助言委員会はこれからどういうことに取り組むのかといった議論の入口を考え、評価委員会は事後的な確認を出口で行い、監事はその間を繋いで継続的に、組織がうまくワークしているのか、国のお金を入れる上でどうしたら良い機能になるのかを見ていくもの。
- 運営助言委員会について、会長がより機動的に動きやすい形が良いと思うので、それほどたくさんの人数を入れる必要はないと思う。

(監事)

- 監事は、具体的な提言や研究の内容に意見を言うのではなく、あくまでも公的な資金がちゃんと運用されているか、業務がきっちり運営されているか、組織としてのガバナンスが機能しているか、そういう点をチェックするものだと思う。
- 監事について、国がお金を出す以上は、ミッションに沿っているかどうかの確認は必要で、確認する人をお金の出し手側が決めるのは当然。主務大臣の言うことを聞けというのが監事の業務ではない。監事は学術会議法に従った運営がなされているかを見るのが仕事であり、監事の役割を正しく認識してほしい。
- 国がお金を出しているところの全てに政府任命の監事が置かれているわけではない。また、会長と同じレベルで緊張関係に立つ監事が必要というのであれば、日学の会長は互選だから、例えば監事も日学互選というほうが同列という意味ではなじむ。
- 運営助言委員会はこれからどういうことに取り組むのかといった議論の入口を考え、評価委員会は事後的な確認を出口で行い、監事はその間を繋いで継続的に、組織がうまくワークしているのか、国のお金を入れる上でどうしたら良い機能になるのかを見ていくもの。【前掲】
- お金や財産を負託した人がミッションに沿ってやっているかを第三者に依頼して見てもらうのが監査であり、負託された人が選ぶのであれば監査にはならない。また、監査することで負託された側は責任が解除されることになる。そういう監査を受けない限りは責任を解除されない。
- 監事は平時においては良好なコミュニケーションを取って監査を行うが、異常時には良好なコミュニケーションによる支援ということにはならないので、支援という言葉が適切かは検討した方がよい。
- 監事が行う監査の負担は重いので、非常勤だけで監事監査を行うのは厳しいと思う。
- 監事が組織内部にフリーアクセスがあることはとても大事。日常的に関与する監事は、必ずしも敵ではなく強い味方になってくれる人。組織のガバナンスのために重要な存在だが、常勤性を持たせるか非常勤でやっていくかは論点。
- 会計検査院、会計監査人、監事は役割が異なる。独法の理事長は独任制で、基本的に理事長に権限が集約されている。主務大臣が任命した理事長の業務執行状況について、主務大臣が任命した監事が確認するという仕組みになっていると理解している。
- 独法制度は、理事長のリーダーシップを高めることによって各種リソースの中長期的運用を可能とする一方で、理事長の権限が大きくなることから、監事が日常的にコミュニケーションを取りながらチェックしていく体制。効率的でないような会計支出をチェックする会計検査と監事監査は目的が違う。
- 監事と理事長等がしっかりコミュニケーションを取ることは、法人全体の運営にとってプラスになっていると認識。
- 政府と意見が一致しないことも含めて科学的助言を言うこともある。それを受け取る側の政府が監事を送り込むのは、制度設計としておかしいのではないか。また、海外のアカデミーでは、活動面を含めた外部評価を制度としてもっていないと思われる。

- 学術会議のナショナル・アカデミーとしての性格から考えると、監事や評価委員会が大任命であることは問題。勸告を受ける側の政府が監事などの人を送り込むのはガバナンスの制度としてあり得ない。現在の学術会議もそうした組織構成になっていないし、海外でも政権が人を送り込むことはないというのが文明国の知恵。
- お金を出した人がチェックをするのが日本では普通である。
- 海外アカデミーが監事や評価委員を送り込まないのは文明の知恵。
- 主務大臣は時の政権により選ばれた人であり、お金を出すのは主務大臣ではなく国民。主務大臣は時の多数派から選ばれた人であり、政治に従属する科学が日本に戦争の被害をもたらしたという反省にたつて学術会議法が制定されている。中国、ロシア以外の国々はそういうことはしない。それが世界的に受け入れられるナショナル・アカデミーの本質。
- 国会が監事を任命したらいいのか。
- 日本国憲法下でも、国会の議決があれば何をやってもいいということではない。権力は誤る。国会であろうが政府であろうが、時の政治権力から距離をとることが科学の本質上要請されている。学術会議が任命すれば適切な任命になると思う。
- 御用学者のような人が監事や評価委員になるかもしれない。制度的な備えは必要である。
- 学術会議の仕事の仕方について、大臣任命の監事が業務監査、外部評価をするということになっていないのは 75 年前の日本の知恵。
- ナショナル・アカデミーで政府に所属しているのはロシアと中国と日本。政府の一部であると政府に従属することになるという理論であれば、政府から離れて法人化することが必要だと思う。
- ナショナル・アカデミーの伝統がない中でできたのが学術会議法であり、そういう意味では日本のナショナル・アカデミーは後進国のものだが、だからこそ法律でその独立性を保障してきた。
- 国がお金を出しているところのすべてに政府任命の監事が置かれている訳ではない。研究開発も、私立大学も国任命の監事が置かれている訳ではない。
- 学術会議が意見を述べる政府は政策を実行する行政府であるが、出したお金がきちんと使われているかを見る政府はスポンサーとして別の立場で見るということ。監事を任命する形式はいろいろあるが、お金の出し元がチェックするということ。どういった評価の仕方とするかはこれから議論していきたい。(事務局)
- 国の予算が入る以上は、主務大臣が任命する監事が業務執行の状況を監査するのは当然だと思う。細かい活動について注文を付けるという意図ではない。
- 監事の主務大臣任命を受け入れられないというのであれば、どういった組織を作りたいという建設的な意見をいただくことが、有益な議論のために必要ではないか。
- 国会も政治的なものなので、国会に左右されるのは嫌だということであれば、法律の根拠は要らないのではないかしらと思うし、純粋に民間団体として活動した方がよいのではないかしらと思う。(事務局)

(評価)

- 国民目線に立つと、外部評価やフォローアップが開示されるようになってきていることは、非常に望ましいと思う。民間企業においても、外部からの何らかの動きが刺激になって組織が変わっていくことはあるので、外部との接点や外部からの評価は大事だと改めて思う。
- 外部評価を入れることは当然必要。むしろ外部評価で学会活動の様子を外から見ってもらうことにより、学会と社会とのつながりがより強くなるような制度が構築できれば良い。
- 評価が大変などということはあるが、国から予算をもらい、税金を使わせていただいているから国民への説明の一環としてやっているという意識。
- 評価委員会について、お金を出すから必ず必要という言い方は必ずしも適切でないかもしれないが、他の独法等の制度でも評価と予算はあまり関係しないということでもあるので、ここでの評価は、外部や国民に対して自らの活動・取組をオープンにするという意味で評価を使うということではないかと思う。
- 外部評価と言っても、学問の内容を評価するのではないという点ではしっかり仕切ることが大事。
- 具体的な研究内容についてではないが、テーマの選択がミッションに合っているか、偏りがいないか、決まっていく過程はどうかなどについて、外部の目は入る必要がある。すべて内部だけということだと、国費を支出していることについての国民の理解が得られないのではないか。
- 評価委員会のように外部の意見を入れないと、集団で波風を立てないようになって、改革のきっかけがつかめずに健全性を失ってしまいがち。外から定常的に意見を聴ける機関があり、評価の結果を国民に分かりやすく説明して公表し、それを誰もが確認できる体制がいる。
- サイエンス全体の方針に関わるような骨太の提言を出すというような活動をしっかりしていれば、評価委員の評価は当然高くなる。評価は個別の内容に踏み込むべきではなく、その点についてはしっかりとルール作りをすれば良い。
- NIMS でも、前年度行った業務を中長期計画で定めた目標に対して自己評価をして主務大臣に報告するが、研究の内容が問われているようには思わない。
- 有識者懇談会において評価はコミュニケーションが重要だという指摘があったので、その点も含めて今後 WG で詰めていくべき。
- 何かしら指標を立てて評価することになると思うが、通常の独法のように細分化された目標に1つ1つ当てはめて定型的にS、A、Bなどと評価することにはなじまないと思うので、どういう工夫ができるか今後議論したい。
- 政府の中の組織であれば政府の監視下にあるから年1回の評価委員会でもよいかもしれないが、より自律性の高い政府から独立した組織体なら、自律的に組織を改革できるような外部有識者が入った評価委員会をもっていくのは重要。
- ガバナンスに関しては、幾らでも加えていくことができるが、政府自身の政策評価も自己評価を基本としており、日学の組織の性質、規模・機能に見合ったものとすべ

き。

- 外部の目を入れるということと、その評価委員を政府が任命することがよいのかというのは全然別問題である。
- 外部評価委員を日学が任命しているのは第三者性に欠けると言うが、政府も第三者ではないばかりか、時の政権がアカデミーの活動を左右しようとするリスクがあればそれは有害であり、両者は全く異なる。
- 評価委員会のメンバーを誰が任命するかについて、誰から見てもこの人が良いというのが担保できる方法であれば良いと思う。学術会議がなるべく自律的に自らの組織を良くしていく方向になるよう、国が支援できると良い。
- 研究者としても法人の長としても、様々な評価を受けてきたが、自分で評価委員を選んだことはない。国の法人であれば主務大臣が任命するというのは当然。自ら選んだ委員とは、懇談はできるが評価はできない。監事の任命についても同様。それを回避したければ、学会のように公益法人になる選択肢もあるのではないか。それなら学術会議の活動に国が口をはさむことは一切ありえない。
- 学術会議自身が評価委員を任命すると学術会議に都合の良いことを言う人が選ばれていると思われる可能性もあるので、いかに中立的な方になっていただけるかに尽きるので、良い対案があればと思う。いずれにせよ大事なことは、法律で作った組織が国民のためにどのような活動をしているかを中立的な立場から評価すること。
- 単発で外部の委員が入って分かることはかなり限られる。私立大学や OIST はステークホルダーが入った常設の評議員会があり、御意見番として意見し、運営をサポートする形になっている。恒常的に外から意見を聴ける体制が重要。
- 独法の見込み評価は年度評価を足し上げて作成されているところもある。特に最終年度前の評価と最終年度の評価で同じようなことを2回しなければいけないのは、学術会議に適用するには過重な手続のように思う。
- 通常、助言機能に特化した国の機関では一般的な政府の政策評価以外に独自に外部評価という仕組み自体を設けていないのに対し、学術会議は、独自に外部評価委員会とその対応委員会を設けて、コミュニケーションを図ってきたというところが、大きな特徴の一つである。現行の外部評価委員会は、政府にも日学にも的確なコメントがなされている。
- 運営助言委員会はこれからどういうことに取り組むのかといった議論の入口を考え、評価委員会は事後的な確認を出口で行い、監事はその間を繋いで継続的に、組織がうまくワークしているのか、国のお金を入れる上でどうしたら良い機能になるのかを見ていくもの。【前掲】
- 評価の主軸はコミュニケーションであり、エバリュエーションではなく、より良い活動に役立てていくための意見を出す場としてのレビューとなるような評価がふさわしいのではないかと思います。
- メタ評価の趣旨は、評価が適切に行われているかを第三者的な観点で確認すること。(科技・イノベーション推進事務局)

- 必ずしも研究開発事業の評価ではなくても、評価が適切であるかを見るという視点は色々なところに活用し得ると思う。(科技・イノベーション推進事務局)
- 各省における評価は、大綱的指針に基づいて各省で実施方針を定めており、基本的には各省で同じ体系の中で実施しているので、評価方法がばらばらになることはない。(科技・イノベーション推進事務局)
- CSTI からの指摘事項については、各省で見直しをしてもらったり、予算要求に有効に活用してもらうことを期待している。(科技・イノベーション推進事務局)
- 各省の評価の仕方で良い事例があれば他省に展開したり、場合によっては上位の大綱的指針を改正することもあり得る。各府省とコミュニケーションをとりながらやっていきたい。(科技・イノベーション推進事務局)
- メタ評価は、評価のプロセスを徹底的に見て、各省の自己評価を評価するものであり、非常に参考になると思った。

(目標)

- 独法制度については、どういう目標を定めているかが不明確だとなかなか評価できないというのが、少し前までの運用から得られた反省であった。それゆえに、PDCA サイクルを回していくにあたっては、P (プラン) のところにしっかりとコメントしていく制度設計がよいだろうということで今運用している。

※斜字は日本学術会議の意見。このほか、日本学術会議の意見については議事要旨参照。